県立社会福祉施設のこれまでの見直しの状況・新たな課題等

令和6年7月26日現在

区分		設置場所	施設の種別	定	⋛	見直しの方向		これまでの見直しの状況	社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等
'n				H28	R6	あり方意見具申 (H28)	工程表 (H29)	(H29-R5)	
県直営施設	女性のための相談支 援センター	福島市	女性自立支援施設 (旧:婦人保護施設)	20	20	る女性や家事等の生活 スキル獲得が必要な女	複数人の同伴児と入所 する女性の増加及び入 所の長期化傾向に対応 した支援の充実を図 る。	○支援が必要な女性からの相談等を受け、保護が必要と判断された場合に一時保護を行い、それ以後も自立支援のための保護が必要な場合には長期保護を行っている。 ・貧困や心身の疾患等の問題や、外国人である場合の通訳の活用等、個別のケースに応じて、関係機関との連携を図りながら対応している。 ・R6.4 に施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、施設の種別が「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」に名称変更となる。 ○利用者に安全で快適な生活を提供するため、施設改修、設備等の更新により環境整備を行った。 ・H30年度 中央監視装置更新(~H31年度)、監視カメラ及び防犯システムの更新工事を実施。 ・H31年度 エレベーター改修工事を実施。 ・R2年度 電話設備交換工事を実施。 ・R4~5年度 給湯温水器交換工事を実施。	・旧売春防止法から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「新法」という)により、女性支援事業が行われることとなった。 ・新法では、性的被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性が支援の対象となった。 ・また、新法では、居場所がなく、家出をしたり、繁華街でさまよっているような、若年女性への支援も対象となった。
	総合療育センター	郡山市	医療型障害児入所施設 児童発達支援センター	80	80	引き続き、療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、県が運営する必要がある。	本県の療育体制の中核 機関及び地域療育体制 支援拠点としての機能 を強化しして 運営していく。	○H29.4~年次計画による施設改修、設備等の更新を実施した。 ・R2年度 「通所棟外壁等改修工事」「外来トイレ改修工事」を実施。 ・R3年度 「歯科治療ユニット等の備品更新」「自家発電整備更新工事」を実施。 ・R4年度 「講堂天井改修及び空調工事」(~R5年度)、「中央棟事務室系統エアハンユニット更新工事」を実施。「セントラルモニター」、「重心用サークルベッド」を設置。 ・R5年度 「中央棟外壁等改修工事」「小荷物専用昇降機改修工事」を実施。「X線撮影装置」「FCR画像読取装置」「骨密度測定装置」を設置 ○H30.4~将来的な施設のあり方及び今後のサービス提供体制の充実策等について、現在の施設の状況、人員配置等を考慮しながら随時検討を行った。 ・R元年度 小児科等、診療待機期間の長い診療科における、R2年度の医師配置など診療体制の拡充を図った。・R2年度 小児科等、診療待機期間の長い診療科における、R2年度の医師配置など診療体制の拡充を図った。・R2年度 情報端末機器の導入による遠隔診療を実施。通所事業の運営時間見直しによりサービス提供体制の充実を図った。・R3年度 マイナンバーによる健康保険証のオンライン資格確認システムを導入し、利用者の利便性向上を図った。・R4年度 医療的ケア児支援センターを開設し、医療的ケア児の相談支援の拠点として位置づけた。	・小児科、精神科、発達障がい者支援センター等の診療・支援体制が整備されているが、県内全域からの受診・相談希望が増加しており、初診までの待機期間が長期化している。 ・医療的ケア児支援センターについて、医療的ケア児の認知の高まり場により、県内全域からの相談が増加しており、地域における支援体制の整備が必要になっている。 ・施設や医療機器・設備が老朽化しており、計画的な修繕や更新が必要になっている。
	福島学園	須賀川市	児童自立支援施設	50	50	を抱える児童への支援	児童相談所との連携を 図りながら、虐待や発 達障がいに起因する問 題行動を抱える児童へ	〇福島学園自立支援検討会を開催し、福島学園と児童相談所との間で入所児童への自立支援計画の検討、協議を実施してきた。自立支援計画の策定により職員、児童ともに入所後の見通し、目標を持つことができ、児童の生活、情緒の安定につながった。 〇入所児童の生活環境改善のため、施設改修、設備等の更新を行った。 ・H30年度 プール改修工事(~H31年度)、本館排煙窓改修工事を実施。 ・R元年度 男子寮浴室改修工事を実施。 ・R2年度 本館及び寮舎エアコン改修工事を実施。 ・R3年度 女子寮浴室改修工事を実施。 ・R3年度 李舎給湯配管改修、男子寮浴室改修工事を実施。 ・R4年度 寮舎給湯配管改修、男子寮浴室改修工事を実施。 ・R5年度 本館及び寮舎受水槽交換工事、寮舎地下重油タンク改修を実施。	・入所児童については、非行行為よりも虐待や発達 障がいに起因する問題を抱える児童が多くなってき ており、児童相談所や医療機関と連携しながら、児 童の状況に応じた支援を行う必要がある。 ・寮舎について、現代の生活スタイルや入所児童の 特徴に合わなくなってきている。 ・経年劣化に伴い施設や設備が老朽化しており、計 画的な修繕や更新が必要になっている。
	若松乳児院	会津若 松市	乳児院	40) 40	る医る2重生乳一保護すると機関が後時期のる要に対していた。 主機のるの関にでする。 を関が後時期にある関係である。 を関が後時期にあるでは、 ではいるのではでする。 ではいるのではでする。 ではいるのではでする。 ではいるのではできませんがある。 ではいるのではできます。 では、図、にたうで確養計かるのでは、 では、図、にたうで確養計かた。	【目標作品 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	・H30.8.1~H31.3.20 福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて、「福島県家庭的養護推進計画の見直し (福島県社会的養育推進計画の策定)」及び「新たな乳児院のあり方」を審議。 ・H31.3.27 子育で支援推進本部会議において、「福島県社会的養育推進計画」及び「新たな乳児院のあり方に係る対応方針」を決定。同計画に乳児院の多機能化・機能転換に向けた取組を明記。 ・R1.10.29、R2.2.14 新たな乳児院に係る基本構想策定ワーキンググループを開催。 ・R2.3.11 基本構想を公表 ・R2.7.16 事業提案公募を開始 ・R2.11.13 指定管理候補者として公益財団法人星総合病院を選定公表 ・R3.8.10 乳児院整備計画を策定し公表 ・R4.12 新たな乳児院の実施設計完了 ・R5.4.8 星総合病院が複合施設建設工事着工(起工式)	・乳児院の運営に関する事業提案を受け、指定管理 候補者に選定された星総合病院と県が協力して事業 を展開することとなった。 ・新たな乳児院は、星総合病院が新複合施設内に整 備し、県では、県が求める乳児院の機能が適切に整 備されるよう進行管理を行い、開院に向けて準備を 進めている。開院後は県が賃借料を支払う予定。 (建設中の新施設は令和7年2月に竣工の見込み)

県立社会福祉施設のこれまでの見直しの状況・新たな課題等

令和6年7月26日現在

										<u> </u>
区分	施設名		設置場所	施設の種別	定員		見直しの方向		これまでの見直しの状況 (H29-R5)	社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等
					H28	R6	あり方意見具申 (H28)	工程表 (H29)	(ILO NO)	
県直営施設	大笹生学園		福島市	福祉型障害児入所施設	45	5 45	新費の重的 できない できない できない できない できない できない できない できない	新費のは、や高児の大学のでは、一個では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	・R元.10.30 第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、大笹生学園のあり方について諮問。 ・R2.1.10 第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、「指定管理者制度」の導入の方向性を決定。 ・R2.2.4 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、意見答申内容について概ね了承。 ・R2.3.3 社会福祉審議会児童福祉専門分科会より県に対し意見答申提出。 ・R2.3.24 県子育て支援推進本部会議において、指定管理者制度の導入を県の方針として決定。 ・R3.8.18~8.31 指定管理者の公募を実施するも応募団体がなく、また年度内の再募集について応募が見込めなかったことを踏まえ、次年度の公募実施に向けて改めて検討することとした。 ・R3~R4年度 県内で障害児入所施設等を運営する法人に聞き取り調査を実施し、「他地域への事業拡大はしない方針である。」、「人材確保が難しい。」等の意見があった。	・在宅ニーズの高まりから地域事業所等での受入が進んできたことや、少子化に伴う児童数の減少などにより、県内障害児入所施設の入所率が低下している。 ・入所児童の3~4割が重度又は最重度の知的障がいを有するほか、自閉症を伴うなど専門性の高い処遇を必要とする児童が多い。
	郡山光風学	園	郡山市	福祉型障害児入所施設	20		今後の入所児童数の 見通したいは、 支援教育との、特力法 を選及をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。	今後の入所児童数の見 通しや地域へのサービス提供方法の検討等を 踏まえ、将来的な施設 のあり方 について検討してい く。	・R2.3.3 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、当該施設の現状及び令和3年度からの施設の休止の方向性及び、休止に伴う対応について説明し、了解を得た。 ・R2.3.24 県子育て支援推進本部会議において、令和3年度からの施設休止を県の方針として決定。 ・R2.11.18 第1会社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催。施設休止後のあり方について諮問。 ・R3.2.26 社会福祉審議会児童福祉専門分科会より県に対し、廃止が適当とする意見答申提出。 ・R3.3.23 県子育て支援推進本部会議(書面開催)において、R3.4.1より休止、R3年度末で廃止と決定。 ・R4.3.31 郡山光風学園廃止。	
指定管理施設	太陽の国 ひばり寮		西郷村	障害者支援施設 (旧身体障害者更生施設)	100	80	「業別のでは、 「業別のでは、 「業別のでは、 「では、 でいる。 でい。 でいる。 でい	広域的、高度、専門の投票をサールのでは、 高度なサールのでは、 高的がでは、 一かがでは、 一がでは、 一ができる。 の役割を地域と、 一ができる。 の役割を に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	H28~R2指定管理(公募): 社会福祉事業団R3 ~R7指定管理(公募): 社会福祉事業団・けやき荘は平成30年度から、かしわ荘は令和元年度から、ひばり寮及び、かえで荘は令和6年度から定員を各80名に変更している。・けやき荘、かしわ荘は新築移転工事を実施。・新けやき荘はR5年度に開所。新かしわ荘はR6年度秋に開所予定。	・24時間継続の要支援等、地域生活の困難者の入所希望へと変化しつつある。 ・重介護状態にある入所者が多くなり、要望する地域生活の移行先の支援等では不足する等の理由から、入所期間が長期化している。 ・ひばり寮、かしわ荘及びかえで荘は、平成18年の障害者自立支援法の施行前の設備基準を経過措置により準用していること等により、居室、廊下、トイレ等が狭隘化している。
	太陽の国けやき荘		西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80				
	太陽の国かしわ荘		西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80				
	太陽の国かえで荘		西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80				
	ばんだい荘		猪苗代町	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	60	60	るとともに、引き続き 県立施設として運営するか、社会福祉法人等		H28~R2指定管理(公募): 社会福祉事業団R3 ~R7指定管理(公募): 社会福祉事業団・適正な定員規模について、社会福祉事業団と協議検討する。	(あおば) ・行動障がいや発達障がい、重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活移行先での支援等では対応できないため、入所期間が長期化しつつある。(わかば) ・年齢が高くなり家庭での養育が困難になったケー
	はんだい ^和 わかば		猪苗代町	福祉型障害児入所施設 (旧知的障害児施設)	40) 40				スや行動障害や発達障害、さらに重介護状態にある 入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等で はサービスが不足する等の理由から、入所期間が長 期化しつつある。 (わかば) ・在宅ニーズの高まりによる障害児通所支援事業所 等の受入体制整備が進んだことや、少子化に伴う児 童数の減少等により入所児童数の減少が見込まれて いる。 (共通) ・精神障がいを併せ持つ知的障がい者やてんかん等 の医療的ケア等を必要とする入所者が増えている。